

令和5年11月6日(月)  
知事臨時記者会見

## 鹿苑における鹿の管理状況に関する 調査結果報告について

- ① 鹿苑の特別柵における鹿の管理状況に関する  
調査結果報告 ..... P1～P6
- ② 調査結果を踏まえての県の現状認識 ..... P7～P8
- ③ 天然記念物「奈良のシカ」の捕獲・収容について ..... P9
- ④ 天然記念物「奈良のシカ」の保護管理基準 ..... P10～P12  
※天然記念物「奈良のシカ」保護計画より抜粋
- ⑤ 参考) 天然記念物「奈良のシカ」に関する時系列表 ... P13～P14

### 【問い合わせ先】

#### ①に関すること

文化・教育・くらし創造部 消費・生活安全課  
(課長 中森) TEL 0742-27-8675

#### ②③④⑤に関すること

地域デザイン推進局 奈良公園室  
(室長 牧田、室長補佐 片桐) TEL 0742-27-8028

# 鹿苑の特別柵における鹿の管理状況に関する調査結果報告

## 【調査の目的】

- ・ 本県が(一財)奈良の鹿愛護会（以下、愛護会）に対して行った、都市公園法第5条第1項に基づく公園施設の管理許可の条件に抵触するか否かの判断材料とするための調査を行う。

## 【調査チーム】

- ・ 事務職1名（消費・生活安全課）、獣医師3名（消費・生活安全課2名、畜産課1名）で編成。

## 【調査の経緯】

- ・ 令和5年8月22日 知事に対する公益通報書 受付
- ・ 9月12日 通報者に公益通報の不受理通知
- ・ 9月21日 調査チーム設置
- ・ 9月27日 調査チームによる現地調査
- ・ 9月28日 調査チームによる愛護会の職員への聞き取り調査

## 【調査の方法】

- ・ 国際獣疫事務局（WOAH：我が国も加盟する世界の動物衛生の向上を目的とする国際機関）で動物福祉の理念として提唱され、国際水準とされる下記の「動物の5つの自由」を指標として評価する。

### ① 飢え、渇きからの自由

- （例）・ 健康維持のため、栄養ある食餌が与えられている。
- ・ 衛生的な水をいつでも飲める状況になっている。

### ② 不快からの自由

- （例）・ 身体の向きを自由に変えることができ、自然に立つことができ、ゆとりをもって横たわることができる。
- ・ 炎天下の日差し、雨風を防ぐことができる。
- ・ 狭い空間や苦痛（肉体的・精神的）のある飼育環境にいない。
- ・ 清潔かつ静かで、快適に休息でき、身を隠すことができる。

### ③ 痛み、負傷、病気からの自由

- （例）・ 怪我をするような危険物のある環境にいない。
- ・ 病気にならないよう普段から健康管理をしている。
- ・ 痛み、外傷、疾病の兆候があれば、十分な獣医療が施される。

### ④ 本来行動がとれる自由

- （例）・ 動物種の本来の生態や習性に従った自然な行動が行える。
- ・ 野生に見る単位（群れ・単独）で生活できる。

## ⑤ 恐怖・抑圧からの自由

(例)・精神的苦痛、過度なストレスとなる恐怖や不安を与えない。

- ・痛みや恐怖、苦痛を感じることを理解し、兆候があれば原因を特定、軽減に努める。

### 【全体所見】

- ・「動物の5つの自由」の全ての指標に抵触しており、鹿苑の特別柵内における鹿の収容環境は不適切である。
- ・特別柵内の鹿は総じて削瘦(※)傾向にある、特に雄鹿の削瘦、及び死亡頭数の割合が高い。 ※削瘦：痩せて著しく体幹が細くなった状態。
- ・愛護会の飼育を担当している職員だけでなく、愛護会全体として適切な給餌・給水、餌の質、野生の鹿の習性等に関する知識不足がみられたが、今後、専門家等からのアドバイスを受けることにより、知識の習得は可能。
- ・現在は、特別柵内の収容頭数が適正に飼育できる頭数を超過している状況であり、現在の対応方法には限界があるものと思料する。

### 【愛護会の獣医師の指摘と調査チームの評価】

愛護会の獣医師の指摘	調査チームの評価
<ul style="list-style-type: none"><li>・特別柵の雄鹿に対し生命維持に必要最低限の餌を与えていない。</li><li>・特別柵の雄の餌の量・質ともに改善する必要がある。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・給餌量は「カサ」的に不足しているとは一概には言えない。乾物計算上は、頭数に対する生命維持に要する最低限の量は与えていたが、乾燥牧草を食べ残す傾向が強かった。</li><li>・茎部分が多い(栄養価の低い)乾燥牧草の給餌が主体で、栄養価の高い(タンパク質含量の多い)牧草や配合飼料がほぼ与えられておらず、タンパク質、ビタミン、ミネラル等が総じて不足している。</li><li>・一斉に、一カ所で給餌するため、優位な個体が優先的に占有し、食べられない、又は食べられても残りカス(栄養価、又は嗜好性が高い飼料は残っていない状態)しかありつけない個体が多い(雄群に顕著)。</li></ul> <p>量よりも飼料の「質」や「与え方」に大きな問題がある。</p>

愛護会の獣医師の指摘	調査チームの評価
<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別柵の雄鹿の7割以上を飢餓状態に陥らせて、毎月数頭の雄を死に至らしめている。</li> <li>・特別柵の雄鹿は、非常に痩せている個体の割合が高く、骨盤と肋骨が皮膚の上からくっきりわかるほど痩せている個体、椎骨（背骨）の周りに通常はあるはずの筋肉や脂肪が見られない個体がいる。</li> <li>・奈良公園内の鹿とは明白に違い、角の形がいびつで毛艶も悪い痩せた雄鹿が多い。これは角や毛を作るのに十分な栄養が足りていないため。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・体形は、総じて削瘦傾向（肋骨、腰椎、骨盤を視認可能な個体が概ね全体の2割程度）にある。</li> <li>・被毛は、全体的に被毛粗剛(※)、脱毛症状、換毛不全がみられ、栄養不良に起因するものと推察される。  <ul style="list-style-type: none"> <li>※被毛粗剛：被毛に色つやがなく毛並みが荒れている状態。</li> </ul> </li> <li>・角の形がいびつ、形成不全の雄個体もみられ、栄養不良に起因するものと推察される。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別柵の雄鹿の令和4年4月1日時点の収容頭数163頭、令和5年3月31日時点の収容頭数132頭、年間死亡頭数52頭（特別柵への新たな収容、特別柵からの移動又は解放の頭数は不明）。</li> <li>・特別柵の雌鹿の令和4年4月1日時点の収容頭数143頭、令和5年3月31日時点の収容頭数134頭、年間死亡頭数23頭（特別柵への新たな収容、特別柵からの移動又は解放の頭数は不明）。</li> <li>・令和4年度の特別柵内で死亡した雄鹿の死亡時の平均体重は40.1kg、平均推定年齢は5.5歳。雄鹿の体重は通常60～70kg、15歳くらいまで生存することからすると、体重低下が著しく、短命である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・愛護会の職員からの聞き取りでは、令和4年度では、特別柵内の雄鹿の収容頭数181頭（特別柵から移動又は解放した40頭を除く）のうち46頭が死亡、特別柵内の雌鹿の収容頭数153頭（特別柵から移動又は解放した14頭を除く）のうち19頭が死亡（ともに事故死等を含む）しており、特に雄鹿の死亡頭数の割合が高い傾向にある。</li> <li>・愛護会の職員からの聞き取りでは、令和4年度では、特別柵内で死亡した雄鹿の死亡時の平均体重は40.5kg、平均推定年齢は5.5歳であり、愛護会の獣医師の指摘と同程度である。</li> </ul>

## 【現地調査の結果】

「動物の5つの自由」の全ての指標に抵触しており、鹿苑の特別柵内における鹿の収容環境は不適切である。

### ① 飢え、渇きからの自由

- ・栄養不良（失調）による飢餓個体あり（目視で2割程度）。
- ・飲水の不衛生  
水飲み場内に鹿が侵入する（鹿の生態的行動）のため、立入時は糞や泥で汚れていた。
- ・不適切な給餌（水）方法

#### ○飼料について

- 量：給餌量は「カサ」的に不足しているとは一概には言えない。乾物計算上は、頭数に対する生命維持に要する最低限の量は与えていたが、乾燥牧草を食べ残す傾向が強かった。
- 量より、飼料の「質」や「与え方」に大きな問題がある。
- 質：茎部分が多い（栄養価の低い）乾燥牧草の給餌が主体で、栄養価の高い（タンパク質含量の多い）牧草や配合飼料がほぼ与えられておらず、タンパク質、ビタミン、ミネラル等が総じて不足している。
- 与え方：一斉に、一カ所で給餌するため、優位な個体が優先的に占有し、食べられない、又は食べられても残りカス（栄養価、又は嗜好性が高い飼料は残っていない状態）しかありつけない個体が多い（雄群に顕著）。

#### ○給水について

- 頭数に対し給水場が極端に少ない（概ね2カ所／柵）。
- 優位な個体が水場を独占するため、寄りつけない個体が多く、衛生的な水をいつでも飲める状態にない。
- ・生体所見
    - 体形：総じて削瘦傾向（肋骨、腰椎、骨盤を視認可能な個体が概ね全体の2割程度）にある。
    - 被毛：全体的に被毛粗剛（被毛に色つやがなく、毛並みが荒れている状態）、脱毛症状、換毛不全がみられ、栄養不良に起因するものと推察される。
    - その他：角の形がいびつ、形成不全の雄個体もみられ、栄養不良に起因するものと推察される。

## ② 不快からの自由

- ・不衛生な環境（排泄物の放置・堆積）  
給餌前に餌場周辺のコンクリート上を清掃するに留まる。土壌上の糞は清掃が行き届かず、給餌の際には土壌上にまかれた餌が糞と混じっている状態。
- ・暑熱回避場所の争奪に伴う闘争  
総頭数に対する日陰が極狭、休息場所や雨天時の雨よけ場所が不足。  
特別柵内は、小学校校庭ほどの広さはあるものの、日陰や休憩場所を求め、屋根のある狭い餌場に集中していた。  
暑熱回避場所の争奪に伴う闘争が生じていた（雄群）。

### ③ 痛み、負傷、病気からの自由

- ・ 獣医療（予防・治療）提供の機会が十分ではない。
- ・ 飼養環境に起因する病的所見（削瘦、外傷等）がみられた。
- ・ 衰弱、若しくは瀕死個体への獣医療的処置に限界あり。

### ④ 本来行動がとれる自由

- ・ 生涯拘束（自然な行動発現を阻害）
- ・ 際限のない収容による過密
- ・ 野生動物の収容（本来の行動や習性を阻害）
- ・ 不健康な生活環境（雄群に顕著）  
除角なし、未去勢、年齢・体格差を考慮せず同一空間内に収容。  
休息場所の不足により、適切な反芻行動ができない。

### ⑤ 恐怖・抑圧からの自由

- ・ 生得的行動（いじめ：群内序列形成に伴う闘争）を考慮しない群管理。
- ・ 弱小個体の逃避場所の欠如。
- ・ 怯えや不安行動、攻撃性を示す個体あり（雄群に顕著）。

## 【現地調査時の聞き取り内容】

- ・ 特別柵の雄鹿の令和4年4月1日時点の収容頭数163頭、令和5年3月31日時点の収容頭数132頭、年間死亡頭数52頭（特別柵への新たな収容、特別柵からの移動又は解放の頭数は不明）。
- ・ 特別柵の雌鹿の令和4年4月1日時点の収容頭数143頭、令和5年3月31日時点の収容頭数134頭、年間死亡頭数23頭（特別柵への新たな収容、特別柵からの移動又は解放の頭数は不明）。
- ・ 令和4年度の特別柵内で死亡した雄鹿の死亡時の平均体重は40.1kg、平均推定年齢は5.5歳。雄鹿の体重は通常60～70kg、15歳くらいまで生存することからすると、体重低下が著しく、短命である。

## 【愛護会の職員への聞き取り内容】

- ・ 鹿害訴訟の和解条項により、農業被害による鹿の収容業務が加わったが、再度、農業被害を及ぼす恐れがあることから放すことができず、収容頭数が増えており、当会の許容能力を超過している。
- ・ 令和4年度では、特別柵内の雄鹿の収容頭数181頭（特別柵から移動又は解放した40頭を除く）のうち46頭が死亡、特別柵内の雌鹿の収容頭数153頭（特別柵から移動又は解放した14頭を除く）のうち19頭が死亡（ともに事故死等を含む）。
- ・ 令和4年度では、特別柵内で死亡した雄鹿の死亡時の平均体重は40.5kg、平均推定

年齢は5.5歳であり、野山に棲息する鹿と大きな違いはない。

- 人件費を節減し飼料費を増額、また飼料不足分は、無償提供いただけるよう協賛者等への周知に努めており、相当量の支援をいただいている。
- 鹿の健康状態として、痩せている認識はあるが、元々、馴化した鹿ではなく、野生に近い鹿であり、原因は餌だけの問題ではなく、環境に馴染めないことによるストレス等、環境的要素の方が大きいと認識している。収容頭数を減少させれば、状況の改善が期待できる。
- 当会の管理に不十分な面があることは認識している。ただ、当会の金銭的、人的な事情もあり、限界がある。

## 調査結果を踏まえての県の現状認識

### 【県の現状認識】

○昭和60年に和解に至ったいわゆる「鹿害訴訟」の和解条項により、農業被害を出した鹿を收容しているが、再度、農業被害を及ぼす恐れがあることから放すことができず、奈良の鹿愛護会では、鹿苑の特別柵において、收容した鹿を管理している。

○しかし、今回の調査において、鹿苑の特別柵における鹿の飼育状況が「動物の5つの自由」の全ての指標に抵触しており、やせ細った状態にある等、適切な環境を維持することが出来ておらず、これを放置していたことについては、奈良の鹿愛護会の責任が重いと考えている。

○ただし、金銭的、人的にも限られていた中で、

愛護会は、鹿苑の鹿の管理のほか、

- ・ 負傷、疾病シカの救助、救出、手当て、及び公園への復帰
- ・ 妊娠したメスジカの一時保護
- ・ 鹿の交通事故の対応
- ・ 鹿の角きり、鹿寄せなどの各伝統行事の実施
- ・ 鹿の保護育成に関する調査研究や普及啓発活動
- ・ 鹿による人身事故の対応

など、多岐にわたる業務を担っており、特別柵における鹿の飼育に関して十分な対応が出来なかったことについては、酌むべき事情がある。

○鹿苑の管理主体である県としては、特別柵内の鹿の飼育状況について、愛護会から何の連絡や相談がなかったことは残念であるが、県としても自ら主体的に飼育状況の把握をしてこなかったことについては、県にも一定の責任があると考えている。

○県としては、有識者や専門家などのご指導、ご意見を頂きながら改善策を検討し、今後、愛護会に対してしっかり指導・支援を行っていきたい。

○短期的な視点での対策を実施したうえ、中・長期的な視点での対策についても1年を目処として検討したい。まずは、早急に取り組むべき対策を実施していく。

## 調査結果を踏まえての今後の対応

### 【今後の対応】

- 短期的な対応
  - ⇒ 現状の鹿苑の特別柵を改善
  
  - 有識者等による愛護会への指導、助言
    - ・ 餌の質、量、給餌の頻度など適切な給餌、給水の指導
    - ・ 鹿の特性を理解した管理方法の指導
  
  - 鹿苑の特別柵内の応急的な飼育環境改善
    - ・ 効果的な日陰、雨よけ等について指導
    - ・ 餌等の改善に係る必要な経費の支援
    - ・ 餌の無償提供の協賛者や県民、市民、団体等への支援依頼
  
- 中・長期的な対応
  - ⇒ 鹿苑の特別柵のあり方や、天然記念物「奈良のシカ」の保護の範囲のあり方について検討
  
  - 県が設置している「奈良のシカ保護管理計画検討委員会」において、当該委員会の有識者だけではなく、獣医師や利害関係者等を招き、今まで以上に幅広い関係者で議論する場を立ち上げ

# 天然記念物「奈良のシカ」の捕獲・収容について

## ■ A～D地区で奈良のシカを捕獲するには文化庁の許可が必要

## ■ 以下は、文化庁による許可基準

【捕獲の対象となる鹿】 ※文化庁の許可基準より	(参考) 鹿苑での取り扱い ※許可基準を踏まえた実運用
① <b>人身に被害</b> を及ぼす恐れのあるシカ	① 多くは発情期、妊娠期の鹿。危険な時期を過ぎれば解放。
② <b>農作物等に被害</b> を及ぼす恐れのあるシカ	② 終生にわたり特別柵での保護。
③ <b>傷病シカ、出産の近いシカ、仔シカ</b>	③ 保護・治療のため捕獲し、治療後は解放。

		(別紙参照) 地域	農地	奈良の鹿愛護会 による捕獲	奈良の鹿愛護会以外 による捕獲
保 重 点 地 区	A 地 区	春日大社、 興福寺、 東大寺、 奈良公園の平坦部 等	農地は ほぼ無し	○  生捕により捕獲	×
保 護 地 区	B 地 区	春日山原始林 等	農地は ほぼ無し	○  生捕により捕獲	×
緩 衝 地 区	C 地 区	北：奈良阪 西：JR奈良駅、 南：高円山 で囲まれた地域 (A B地区を除く)	農地有り	○  市民から要請があった場合 生捕により捕獲	×
管 理 地 区	D 地 区	旧奈良市 (A B C地区を除く)	農地有り	×	文化庁の許可を得たうえで、 奈良県の第二種特定鳥獣管理計画 に基づき加害個体を捕獲し、最終的には殺処分※  ○

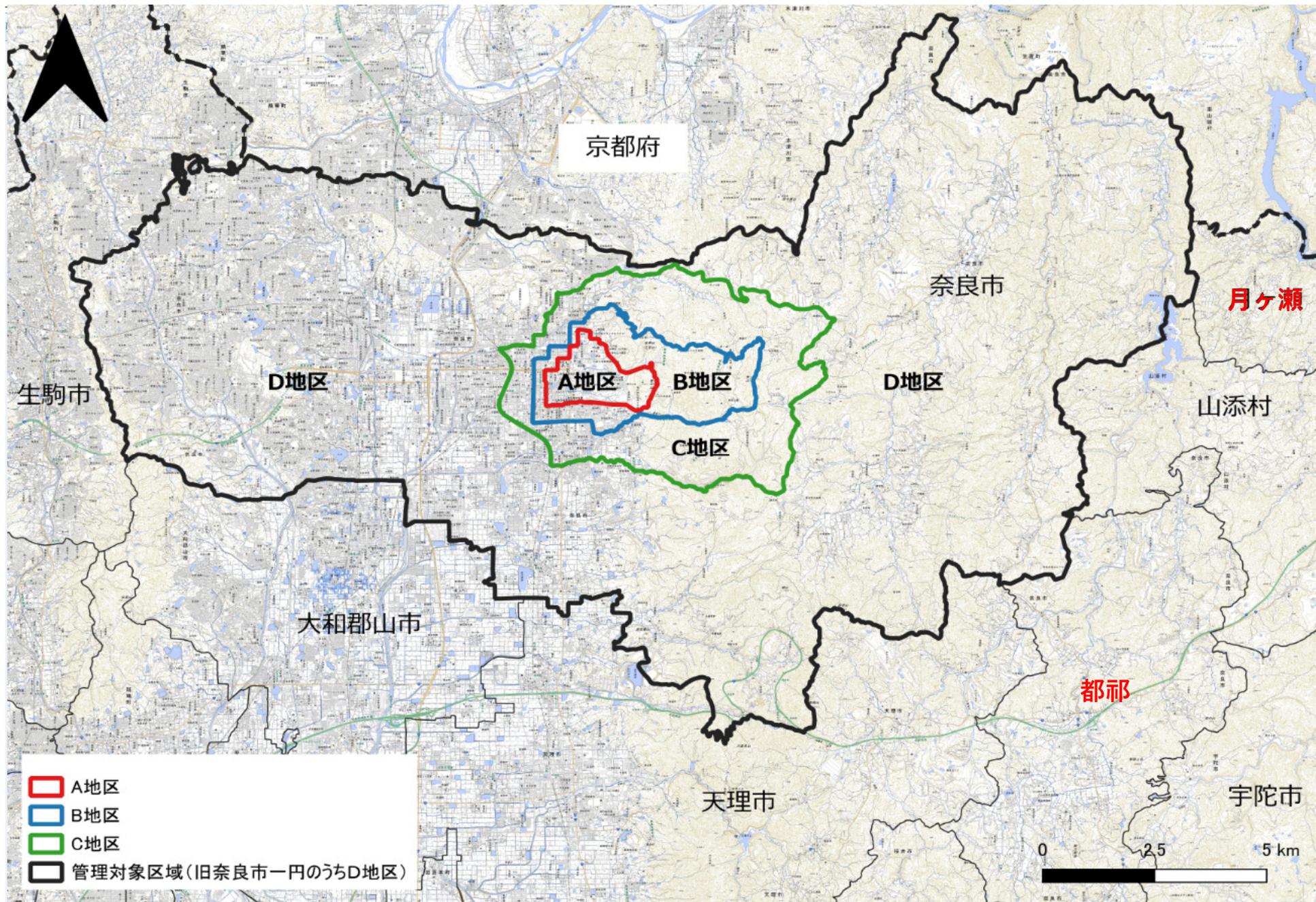
※文化庁が示す保護管理基準では、「天然記念物の保護上支障を及ぼす恐れがない場合は（愛護会に限定することなく）捕獲を許可する」とされているが、実質的には県が策定した「第二種特定鳥獣管理計画」に基づき、奈良県が実施する捕獲にのみ許可されている

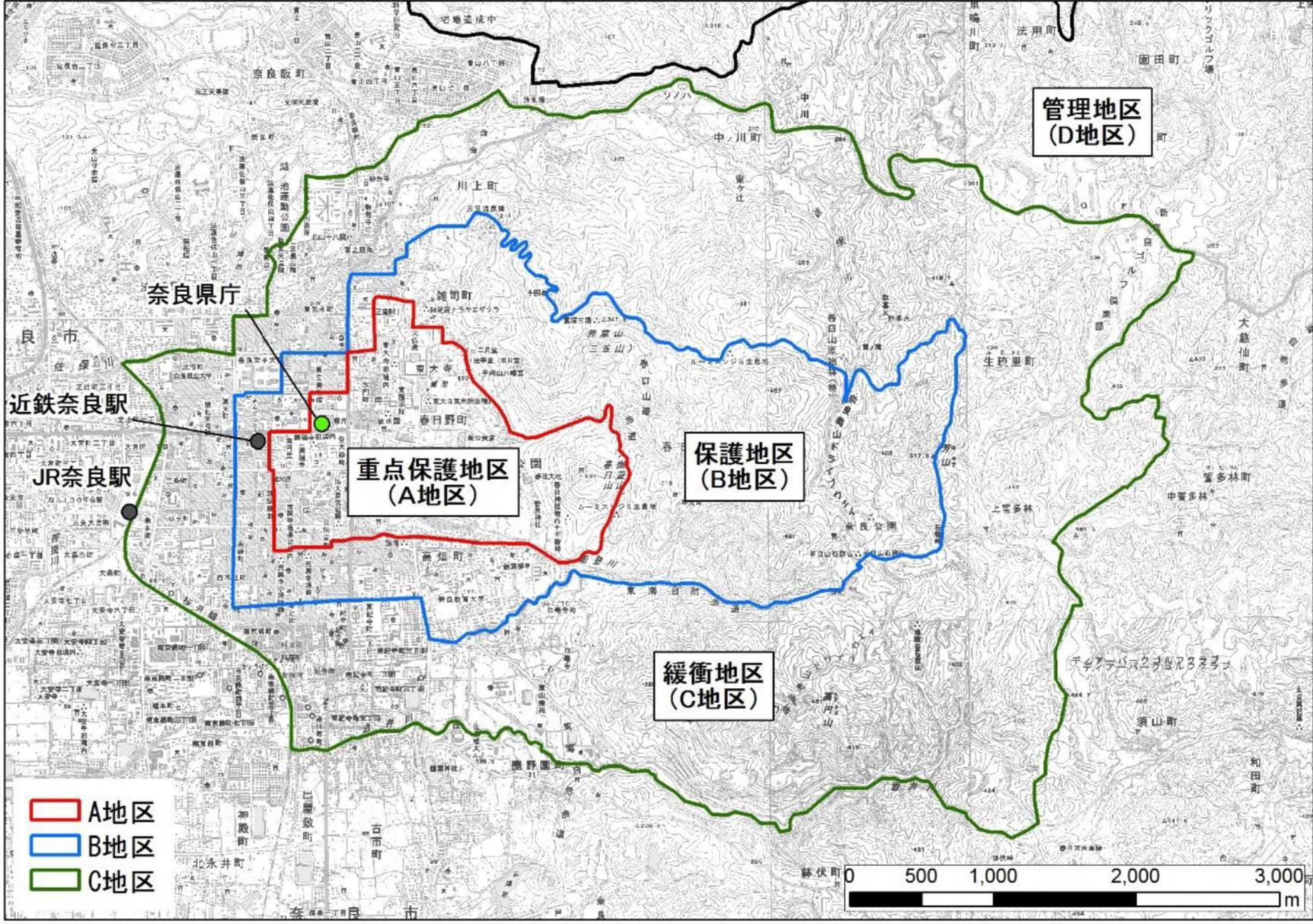
## 天然記念物「奈良のシカ」の保護管理基準

※天然記念物「奈良のシカ」保護計画より抜粋

地区区分	実施する対策	保護管理基準	
		保護管理に関する項目	捕獲に関する基準
保護地区	A地区《重点保護地区》 【鹿害防止措置】 ・防鹿柵の設置	①地域内の常時巡視の強化 ②シカの生息状況等の把握 ③人身に被害を及ぼすおそれのあるシカの捕獲、収容 ④傷病シカ、出産の近いシカ、子ジカの保護のための捕獲、収容 ⑤危険防止のための角切り ⑥シカとの接し方についての普及啓発 ⑦給餌の規制 ⑧農業被害・生活被害防止のための措置（指導・啓発、防鹿柵の設置等） ⑨その他具体的状況に応じシカの保護管理及び鹿害防止のために必要な措置	①愛護会が実施する捕獲柵、麻酔銃等による生捕は許可する 1) 人身等に対する被害を防止するための捕獲 2) 傷病シカ、出産の近いシカ、子ジカの保護のための捕獲 3) 角切りのための一時的捕獲 4) その他シカの保護管理のために必要な捕獲 ②上記①以外の捕獲は原則として、許可しない
	B地区《保護地区》 【鹿害防止措置】 ・愛護会による捕獲（生捕） ・防鹿柵の設置	①地域内の随時巡視 ②人身、農産物等に被害を及ぼすおそれのあるシカの捕獲、収容 ③傷病シカ、出産の近いシカ、子ジカの保護のための捕獲、収容 ④春日山原始林の森林更新を誘導するための防鹿柵の設置 ⑤農業被害・生活被害防止のための措置（指導・啓発、防鹿柵の設置等） ⑥その他具体的状況に応じシカの保護管理及び鹿害防止のために必要な措置	①愛護会が実施する次に掲げる捕獲で、捕獲柵、麻酔銃等による生捕は、許可する。 1) A地区における①1)～4)に該当する捕獲 2) 農作物等に対する被害を防止するための捕獲 ②上記①以外の捕獲は原則として、許可しない。
緩衝地区	C地区《緩衝地区》 【鹿害防止措置】 ・愛護会による捕獲（生捕） ・防鹿柵の設置	①地域内の農地その他の被害多発地域の随時巡視 ②市民からの要請があった場合等における上記B地区の②、③に該当するシカの捕獲、収容 ③農業被害防止のための防鹿柵の設置 ④その他具体的状況に応じシカの保護管理及び鹿害防止のために必要な措置	①愛護会が実施する次に掲げる捕獲で、捕獲柵、麻酔銃等による生捕は、許可する。 1) A地区における①1)～4)に該当する捕獲 2) 農作物等に対する被害を防止するための捕獲 ②農林業被害防止のために、上記①の方法では効果を期しがたいと認められる時は、具体的状況に応じ別途検討するものとする。
管理地区	D地区《管理地区》 【鹿害防止措置】 ・第二種特定鳥獣管理計画に基づく管理	第二種特定鳥獣管理計画に基づく管理	天然記念物保護上支障を及ぼすおそれがない範囲で農林業被害防止のために、第二種特定鳥獣管理計画に基づき加害個体の捕獲を実施する。

※ 愛護会：一般財団法人奈良の鹿愛護会





参考)【天然記念物「奈良のシカ」に関する時系列表】

年 月	概 要 等
昭和 32 年 (1957) 9 月	<p><b>文化庁が「奈良のシカ」を文化財保護法による国の天然記念物に指定</b></p> <p>・春日大社と奈良市が、春日大社境内と奈良公園及び春日山周辺の地域を指定して「天然記念物指定申請書」、「要望書」を文化庁に提出。 ⇒ 当時の奈良市一円を主な生息地域として、「<u>地域を定めず</u>」天然記念物指定。(昭和 32 年 9 月 18 日)</p> <p>【指定基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>動物の部第 3 「自然環境における特有の動物又は動物群聚」</li> </ul> <p>【指定に際して解説】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>古来神鹿として愛護されてきたもので、春日神社境内、奈良公園及びその周辺に群棲する。苑地に群れ遊んで人に与える餌をもとめる様は奈良の風光のなごやかな点景をなしている。よく馴致され都市の近くでもその生態を観察することができる野生動物の群集として類の少ないものである。</li> </ul>
昭和 54 年 (1979) ~	<p><b>鹿による農作物被害を巡る鹿害訴訟</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>昭和 54 年 (1979) 一次訴訟</b> (昭和 54 年 (ワ) 第 96 号)</li> </ul> <p>原告：被害農家 12 名 被告：春日大社及び奈良の鹿愛護会 趣旨：鹿害に対する損害賠償請求 ⇒ 判決 (S58 年 (1984) 3 月 25 日) : 「春日大社は、所有者として民法 709 条 (不法行為) による賠償義務があり、奈良の鹿愛護会は、民法 718 条 (動物の占有者の責務) による賠償義務がある。」 ⇒ 控訴審 ⇒ 係争中に、二次訴訟和解 ⇒ 原告が本訴取り下げ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>昭和 56 年 (1981) 二次訴訟</b> (昭和 56 年 (ワ) 第 294 号)</li> </ul> <p>原告：被害農家 4 名 被告：春日大社、奈良の鹿愛護会、国、奈良市 趣旨：鹿害に対する損害賠償請求 ⇒ 和解 ① (S60 年 (1985) 2 月 28 日) 国と和解 ⇒ 和解 ② (S60 年 (1985) 7 月 18 日) 春日大社、愛護会、奈良市と和解</p>
昭和 60 年 (1985)	<p><b>鹿害訴訟の和解条項を受けて、天然記念物「奈良のシカ」保護管理指導基準 文化庁が制定</b></p> <p>文化庁から「奈良のシカ」の生息区域を A、B、C、D に地区区分し、保護管理を行う指導基準が示される。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ A 地区： 奈良公園平坦部</li> <li>・ B 地区： 春日山原始林を含む奈良公園山林部</li> <li>・ C 地区： A、B 双方の周辺地域</li> <li>・ D 地区： その他の地域</li> </ul>
平成 21 年 (2009) 3 月	<p><b>県、奈良市、春日大社が「奈良の鹿保護育成事業実行委員会」設立</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事務局 ⇒ 奈良県、奈良市</li> <li>・ 会員 ⇒ 春日大社、奈良公園内旅館・商店街</li> <li>・ 実行委員会事業として、シカの保護事業を関係団体と連携して実施</li> <li>・ 保護団体の財政基盤を確立するため、保護団体への補助金交付</li> </ul>

平成 25 年 (2013) 2 月	<p><b>天然記念物「奈良のシカ」に関する協定書 締結</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 奈良公園に生息する「奈良のシカ」に関する事項について、奈良県、奈良市、春日大社 3 者協力して行う。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 文化財保護法上の保護管理に関する事</li> <li>(2) 奈良の鹿保護育成事業に関する事</li> <li>(3) 頭数調整に関する事</li> <li>(4) 鹿害に関する事</li> <li>(5) 奈良のシカ保護管理計画に関する事</li> <li>(6) (財)奈良の鹿愛護会及び鹿苑の建設工事に関する事</li> <li>(7) 前各号に掲げる事項に附帯する事業に関する事</li> </ol> </li> </ul> <p>・天然記念物「奈良のシカ」に関しての訴訟及び被害補償問題が発生した場合においては、協定者は、各々が理事の職となっている(財)奈良の鹿愛護会を含めた 4 者が共同して連携し、対処する。</p>
平成 25 年 (2013) 12 月	<p><b>県が「奈良のシカ保護管理計画検討委員会」設置</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 同 検討委員会の各委員は、以下のとおり (令和 4 年度現在) <ul style="list-style-type: none"> <li>委員長 村上 興正 (元京都大学理学研究科 講師)</li> <li>委員 朝廣 佳子 (鹿サポーターズクラブ 会長)</li> <li>〃 山崎 伸幸 (一般財団法人奈良の鹿愛護会 事務局長)</li> <li>〃 高柳 敦 (京都大学 准教授)</li> <li>〃 立澤 史郎 (北海道大学大学院 助教)</li> <li>〃 玉手 英利 (山形大学 教授)</li> <li>〃 鳥居 春巳 (元奈良教育大学 教授)</li> <li>〃 松井 淳 (奈良教育大学 特任教授)</li> <li>〃 渡邊 伸一 (奈良教育大学 教授)</li> </ul> </li> </ul>
平成 28 年 (2016) 12 月	<p><b>都市公園法 第 5 条第 1 項に基づく公園施設 (鹿苑) の管理許可</b></p> <p>(県が奈良の鹿愛護会に対して許可条件のもと許可)</p> <p>(平成 28 年 12 月 27 日～平成 38 年 (R8) 12 月 26 日まで)</p>
平成 28 年 (2016) 3 月	<p><b>和解除項で示された地区区分と保護管理基準を見直し</b></p> <p>天然記念物「奈良のシカ」の保護をさらに強化し、人との共生を図るため、現状の実態に即した見直しを実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ A 地区： 保護地区 (重点保護地区)</li> <li>・ B 地区： 保護地区</li> <li>・ C 地区： 緩衝地区</li> <li>・ D 地区： 管理地区</li> </ul> <p>(D 地区における第二種特定鳥獣管理計画の策定)</p>
平成 28 年 (2016) 12 月	<p><b>鹿苑施設の老朽化が著しいことから、県が公園施設として鹿苑整備実施</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 奈良の鹿愛護会が鹿苑内の資産 (管理棟、角きりスタンド等) を県に寄付。</li> <li>・ 鹿苑を県立都市公園奈良公園の区域に編入</li> <li>・ 鹿苑内の各施設 ⇒ 県が所有し、愛護会に管理許可を付与</li> <li>・ 土地 (焼却炉敷地以外) ⇒ 奈良県が春日大社より無償借地</li> <li>・ 土地 (焼却炉敷地) ⇒ 愛護会が春日大社から無償借地</li> </ul>
令和 4 年 (2022) 4 月	<p><b>県が「天然記念物「奈良のシカ」保護計画」策定</b></p>
令和 4 年 (2022) 4 月	<p><b>県が第 2 次奈良市ニホンジカ第二種特定鳥獣管理計画 策定</b></p>